

## インド企業との知財契約において、 重要な技術情報は保護されるのか

新 出 篤 弘\*  
林 田 淳 也\*\*

**抄 録** グロバリゼーションとIT化が進む中、日本企業にとっても、アジア諸国（特に中国、インド）への関心度合いが高まってきているのは事実である。反面、当該諸国への進出が著しい欧米諸国に比べると日本企業の当該国への進出の度合いが低いのも事実である。その理由として、当該国における企業風土、国民意識の違い、現地法制の目まぐるしい変化等の要因が日本企業の中国、インドへの進出を躊躇させていると言われている。特に、（従業員による）重要情報の漏洩問題や模倣品問題が頻発している現状を踏まえて、当該諸国におけるエンフォースメント体制のあり方に注目が集まっている。そこで、本稿では、アジア諸国の中でも、IT関連で著しい成果を挙げているインドに着目し、インド企業との知的財産関連契約を締結する上で、日本企業が重要視する技術情報（ノウハウを含む）の保護に関するエンフォースメントの現状について説明を展開する。

### 目 次

1. はじめに
2. インドへの企業展開の形態
3. 日本企業とインドの今後の関係
4. インドへの企業展開において特に注意する事項
5. 自社が保有する「ノウハウ」や「技術情報」が共同研究・開発並びにライセンスという企業展開において、どこまで法的保護を受けることができるか
  5. 1 秘密情報、営業秘密等を直接保護する法はない（判例重視、英米法）
  5. 2 秘密情報の定義
  5. 3 秘密情報の法的保護
  5. 4 救済手段
  5. 5 国家イノベーション法の検討
6. 秘密情報がデータベースの場合の法的保護はあるのか
7. 秘密情報がソフトウェアの場合の法的保護はあるのか
8. 事例から学ぶこと－自社でのセキュリティ対策の構築
  8. 1 事例紹介
  8. 2 問題点の整理
  8. 3 情報セキュリティ・マネジメント・システム
9. おわりに

### 1. はじめに

インドへの企業展開の手始めとして多くの企業が検討しているのが、現地企業への製造委託、IT関連の業務委託、現地研究機関との共同研究・開発だと思われる。ただし、どうしても今ひとつ積極的になれないのは、自社にとって重要な技術情報を開示しても法的に保護されるかどうか、共同研究・開発等で生じた成果は果たして有効に活用できるのか等リスクマネジメントが果たして有効に実施できるのかどうかについての危惧が強いことが要因として挙げられる。インドは英米法の国であり、法律で制定さ

\* 三枝国際特許事務所 Atsuhiko SHINDE

\*\* 三枝国際特許事務所 Junya HAYASHIDA

れていない事項については、コモンロー上の概念の下に保護されている。その他にも衡平法やTRIPS協定の概念に基づき判断されることになるが、大陸法系の日本にとっては、やはり明確な書面での規定をベースとした厳格な法的規制がよりどころとなる。本稿では、そのような日本企業が抱えている危惧を少しでも軽減できるように、特に、情報保護の面に重点をおいてインドの法制について説明したいと思う。

## 2. インドへの企業展開の形態

昨今は、アジア諸国が熱い。特に、中国やインドが注目を浴びており、日本の企業の中にも、中国やインドへの進出を模索、検討している企業が多いと聞く。企業展開の形態としては、1) 現地企業との合併や吸収、2) 現地に100%子会社の設立、3) R&D拠点の設立、4) 現地企業への知的財産（特許やノウハウ、商標等）の活用（ライセンス許諾）、5) 現地企業への製造委託、6) ソフトウェアの開発業務委託（所謂、オフショアリングアウトソーシング）等の方策が考えられる。その中でも、昨今、欧米企業が展開しているのは、以下の①、②の二つの視点からである。

### ① オフショアリング先としてのインド

1990年以降、世界経済はグローバル化とIT革命という潮流に見舞われ、大きな変容を迫られるようになった。その中心を担うのは、勿論、米国であるが、そのよきパートナーとして成長著しいのがインドである。

勿論、IT分野でも、90年代後半のバブル時期～衰退時期～再発展時期と好不況の変遷をたどってきているが、押しなべて、IT関連事業は大きく成長してきている。その核となるのは米国経済であることは間違いなく、不況下にあつては、そのコスト削減策として、企業の経営を経営資源のコア・コンピタンスをなす中核業務に集中させ、それ以外の業務は極力アウトソ

ーシングするという戦略を実施し、グローバル競争を勝ち抜いてきた。

その結果、米国企業のオフショアリング先として、製造分野では、メキシコ、中国、台湾が台頭し、ITサービス分野では、インドが全体の約80%を占めるようになった。

### ② R&D投資先としてのインド

グローバル化とIT革命に伴い、市場、生産、資金、技術、人材のグローバル化が生じ、企業のバリューチェーンの一環としての研究開発（R&D）の国際化も加速されるようになった。

2005年のUNCTAD<sup>1)</sup>の調査によれば、開発拠点展開の中期的な魅力地域として、中国、米国についてインドが第3位に挙げられている。その理由としては、1) R&D要員のマンパワーや、コスト面で優位にある、2) 技術面でも、全体のR&D体制、生産体制がグローバルに一体となって展開できるネットワークの構築が可能になったため、人材豊富な途上国でも遂行できるようになった。このため、低コストのインドなどの途上国が立地選択されるようになった等が考えられている。

## 3. 日本企業とインドの今後の関係

日本においても技術のグローバル化、海外における生産拠点の構築、海外機関とのR&D活動の活発化は必須の戦略として考えられているが、欧米のメガ企業に比べるとまだまだ消極的な展開しかみせていない。

インドをパートナーとして選べない理由として、1) 言語の問題、2) 人材の気質の問題、3) 風土の問題、4) 文化の違い等が挙げられており、更に、模倣品による権利侵害の増加に対する不信感等により、現地法制に対する警戒や懸念を払拭できていない。その一方で、インドの市場性、開発技術（特にIT関連）には着目しており、米国のフォーチュン500<sup>2)</sup>の企業のうち、200社以上がR&D拠点をインドにおいてい

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る点などからみて、日本企業にとってもその潜在性は認められているのではないか。そこで、インドへの進出のパターンとして、リスクが比較的低いと思われる共同研究・開発契約、製造の一部を業務委託する契約又はIT関連の技術開発を委託する契約から始める企業が出てきており、次第にインド企業との連携が増加していくものと思われる。

### 4. インドへの企業展開において特に注意する事項

インドへの企業展開の形態としては、第2章で説明した各形態が考えられるが、企業としての最大の関心事項は、インドにおけるエンフォースメント体制にあると思われる。つまり、これらの企業展開において、現地法制との関連で外国企業に対する特別な拘束条件が課されるのかどうか（契約面、実施面、係争面等）、特に自社にとって重要な技術・情報の法的保護が果たして完璧になされるのか、研究・開発成果が果たして法的に十分保護されるのか等について明確な情報がつかめないため、第一步を踏み出せずにいる企業が多いのではないか。

そこで、本稿では、日本企業の特に関心が高い事項－自社にとって重要な技術・情報の法的保護が果たして完璧になされるのか、研究・開発成果が果たして法的に十分保護され、十分活用できるのかという疑問に対する回答を中心に説明をしていきたい。具体的には、

1) 共同研究・開発を意図する場合における開示技術情報の法的保護範囲並びに研究・開発成果の法的保護範囲はどうなっているか

2) ライセンス許諾の対象となる「ノウハウ」や「技術情報」についての法的保護範囲はどうなっているか

3) コストパフォーマンスを目的とした製造委託における「ノウハウ」や「技術情報」の法的保護範囲はどうなっているか

4) IT関連での企業展開を検討している企業にとって、データベース及びソフトウェア関連の技術の法的保護範囲はどうなっているか等についての情報が必要となっていると思われるので、以下に、上記1)～4)に関するインドでの法的保護について説明していきたい。

### 5. 自社が保有する「ノウハウ」や「技術情報」が共同研究・開発並びにライセンスという企業展開において、どこまで法的保護を受けることができるか

#### 5. 1 秘密情報、営業秘密等を直接保護する法はない（判例重視、英米法）

秘密情報又は営業秘密については、インドでは、不正競争防止法等の特定の法律はなく、契約で取り決めた事項が優先されることになる。

##### 【実務的ポイント1】

1) 従って、インド企業との知財関連契約（共同研究・開発契約、共同出願契約、製造委託契約、ライセンス契約等）において、重要な秘密情報（技術的ノウハウを含む）の取り扱いについては、各契約上の秘密保持条項でなるべく詳細を記載することをお勧めする。

例えば、

- \* 開示する技術情報の特定
- \* 対象技術情報の使用範囲を明確にする
- \* 対象技術情報にアクセスできる者の特定
- \* 対象技術情報に対する秘密保持義務の賦課を明確に規定する
- \* 対象技術情報の使用状況に対する監査権の留保
- \* 対象技術情報の不法使用に対する損害賠償権の留保

等の事項を契約に明確な形で織り込むことが、契約違反を立証する上で有利になると思われる。

2) この場合、研究開発契約等の一つの条項

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

として、上記のような各要素を盛り込むことが契約構成上のバランスを欠く場合には、できれば、当該契約に付随する契約として、対象情報に焦点を合わせた秘密保持契約を別途で締結する方策も検討するほうがいいと思われる。

何故なら、インドでは、契約で詳細な取り決めがない場合又は取り決め内容が不十分な場合には、TRIPS協定の定め（第39条<sup>3)</sup>）により判断される場合があり、また、裁判所では、英国のコモンロー<sup>4)</sup>及びそれに基づく判例をもとに判断されることになるからである。

### 【実務ポイント2】

1) インドでは、従業員による秘密情報不正使用（持ち出して、競合会社に開示する）が頻発しており、その対策が急務とされている。日本企業が契約でその不正行為に対する責任を契約相手に求めることは重要であり、必ず、前章でも述べたように契約対象の秘密情報にアクセスできる人員を特定し、契約相手に対し、その特定した従業員に対する秘密保持義務を課し、これを厳守させることを義務付けることが最低限必要である。

2) 契約上、上記のような義務を課しておけば、当該従業員が成した不正行為に対する損害賠償を契約相手方に要求することは可能となる。

3) ただし、注意することは、以下の5. 3節でも説明しているように、契約上の保護は可能であるが、それはあくまで爾後処理であり（秘密情報使用の差し止め要求及び損害賠償要求）、契約相手の従業員の不正使用を防止することは難しい。

4) インドでは、従業員の会社に対する忠誠（ロイヤリティ）はなく、むしろ、自分に都合のよい条件（情報を提供することにより就職条件がよくなる等）を模索する傾向にあり、当該従業員に対する罰則等について、労働法等の規定はまだ整備されておらず、各社の従業員規定

に任されているので、契約相手企業が従業員との間できちんとした従業員就業規則を制定し、従業員に対する拘束条件を明確に課しているか否かの確認は必要となる。

## 5. 2 秘密情報の定義

契約の適用により、情報は、契約が秘密扱いを義務づける限り、秘密性に関係なく、秘密情報として取り扱われる。従って、上記にも述べたように、契約上、必ず、対象技術情報についての秘密保持義務条項又は当該契約に付随する契約としての秘密保持契約は必要であるといえる。

ただ、契約に記載されていない場合や不十分な場合には、5. 1節で説明したTRIPS協定39条又は判例等により、判断される場合が多く、裁判所では、秘密情報について次のような考え方を示している。

「秘密情報は、契約がない場合でも、当該情報について重要なことは、秘密性を有しているということである。すなわち、当該情報は、公共財産及び公知のものではないこと。一方、誰でも使用のために入手できる素材をもとに作成者が行った作業の成果である秘密文書を所有することは充分あり得ることである。しかし、それを秘密たらしめるのは、文書の作成者が創意工夫をし、同じ手順を経た者にしか生み出すことのできない成果を生み出したという事実である」

判例<sup>5)</sup>によれば、商業の場において、秘密情報は、以下の4つの要素を充足すべきと定めている。

① 所有者が、当該情報の公開は自己に不利となる又は競争業者その他に有利となると確信する情報であること

② 所有者は、当該情報は秘密又は機密である、すなわち、公知となっていないと確信すること。情報所有者の競争業者の一部又は全部が、

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

その情報を既に所有している場合もあるが、所有者がその情報を秘密であると確信する限り、所有者は、当該情報の保護を図ることができる

③ 前記2項目における所有者の確信は、合理的なものであること

④ 当該情報については、関係する特定の業界又は取引の慣習及び慣行に照らして判断すること

### 5. 3 秘密情報の法的保護

インドでは、秘密情報の不正使用や不正漏洩等に対する不正競争防止法のような直接的法律はないが、以下のような関連する法律を根拠に民事裁判を提起することは可能である。

#### (1) 契約上の保護

契約において、情報を開示する者が当該情報の開示を受ける者に対し、当該情報に対する秘密保持義務を課す場合には、契約法の適用によって当該情報を保護することができる。秘密保持契約（それだけでなく、共同研究契約でも秘密保持条項を設けている場合も含めて）によって保護される秘密情報の開示については、契約違反で訴えることによって救済を申し立てることは可能である。

#### (2) 衡平法の保護

秘密情報については、英国の衡平法及び信義則の原則によっても保護されるといえる。

衡平法の広範な原則は、情報を秘密に受け取った者は、当該情報を不正に使用してはならないと定めている。情報を不正使用された側は、秘密保持義務違反として訴えることが可能であるが、少なくとも次の3つの要素を立証しなければならないとされている。

① 当該情報は秘密のものであること

② 当該情報は秘密保持義務を課す状況のもとで開示又は提供されたものであること

③ 当該情報の提供者に不利になるような不正使用が被提供者によりなされたこと

### 5. 4 救済手段

秘密保持義務違反に関する救済手段は、裁判所への民事訴訟の提起により、以下の救済が得られることになる。

- ・差止命令（当該情報を秘密にしておく必要のある一定期間まで延長）
- ・損害賠償又は補償
- ・利益の計算（不当利得の返還）

まず、契約違反に対して差し止めによる救済を求めることになる。

何故なら、インドにおいては、損害賠償等についての裁判手続きは長期化する傾向にあり（裁判所が抱えている案件が多数あるため）、まず、一定期間、被告の不法行為（ノウハウや技術的情報の不正使用、不正漏洩等）を止める必要が生じる。差止命令には、暫定的な命令と終局的な命令があり、裁判手続の遅延による弊害を防ぐために利用される。

2002年に民事訴訟法が改正され、宣誓供述書という形で証拠を提出することが認められることになった。この場合には、通常の裁判のように口頭で全て証言をしなくてもいいし、反対尋問を受けなくてもよく、ただ、必要な証拠や不法行為の事実を当該宣誓供述書に記載すればよいことになっている。これは、審理の迅速化を図る手段として裁判所では活用されているようだ。

損害賠償の請求と不当利得の返還については、どちらかしか救済が得られない。つまり、対象案件において、権利者が蒙る損害額が算定できる場合には、その損害額が算定の根拠となり、損害額の算定が不可能な場合には、違反者が不法使用によって得られた利益が算定の根拠となる。いずれにしても、当該事案の結審までには相当な時間を要するため、裁判官は、途中

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

で、両者の和解をすすめるケースのほうが多いと言われている。

### 【実務ポイント3】

1) 契約上の紛争については、裁判による解決は避けるべきであり、仲裁による裁定を最終判断とする内容で合意するように検討する。

2) 具体的には、仲裁機関としては、ロンドン国際仲裁裁判所 (London Court of International Arbitration) を指定し、当該機関が制定する「LCIAインド仲裁規則」<sup>6)</sup> による裁定を最終判断とする旨の規定を契約に記載する。

3) インドでも仲裁法はあるが、インド最高裁は、一般の国際商事仲裁実務とは異なる立場でインド仲裁法を解釈適用している点も多いこと、インドを避けて、インド以外の国 (例えば、日本等) を仲裁地に指定しても、外国仲裁の裁定結果をインドの裁判所で「取り消し」の裁判ができるとした有名な判例<sup>7)</sup> があり、場合によっては、当該判例に基づき、日本で仲裁をした判定結果が否定されるケースも想定されるため、できれば、上記2) の内容を契約に盛り込むことをお勧めする。

## 5.5 国家イノベーション法の検討

2008年10月、インド科学技術局より、国家イノベーション法のドラフト案が公表された。本法案は、米国競争力法を参考に立案されたといわれている。

本法案の要点として、統合科学技術計画の策定 (基礎研究・科学人材・科学技術インフラの拡充、インド科学技術委員会の設置と統合科学技術計画等)、イノベーション支援対策 (低コスト向け特別対策、エンジェルインベスター<sup>8)</sup> へのインセンティブ、イノベーションパーク及び特別イノベーションゾーンにおける優遇措置等)、官民協力 (イノベーションに係る情報・知財等の取引市場の設立)、秘密保持 (秘密漏洩に対する強制賠償等) が挙げられる。

これまで、重要な技術情報に対する保護法規がなかったが、やはり、情報の重要性を無視できなくなり、秘密漏洩に対する損害賠償 (強行法規と思われる) が定められる予定である。

## 6. 秘密情報がデータベースの場合の法的保護はあるのか

インド企業との企業連携の一つとして、IT関連ソフトウェアの開発委託又は共同研究・開発を実施することを検討している企業は多いと思われるが、上記のノウハウや技術情報の保護とは別に、インドでは、データベースやソフトウェアについては、法律で明確な規定をしており、それぞれ、侵害者が不正使用、改良や不正保有をしている場合には、それぞれ、独自の法律を根拠に、刑事訴追又は民事訴追ができることになっている。

インドへのITアウトソーシングが増加するにおよび、欧米の企業からの強い要望により、情報セキュリティの面での法整備も改善されてきている。

データ保護等IT関係全般に係る法律として制定されたのが、「インドIT法」である。2000年に制定され、2008年に改正された。これにより、

- ・電子記録、デジタル署名に法的効力が付与された
- ・然るべき権限や許可なくデータにアクセスし、ダウンロード、コピー、抽出した場合には刑事的責任を問われる
- ・更に、サイバー規制上告法廷の役割が明記された
- ・コンピュータ・ネットワーク上の情報を攪乱、悪用した場合には処罰の対象になる等が規定され、データベースの保有者を保護する法律としての働きを有するようになってきている。

### 【実務ポイント4】

データやシステム開発をインド企業に業務委

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

託する契約において、注意を要する点を下記に簡単に説明する。

データ等の開発現場に人材を派遣し、物理的な条件を調査しておくこと。つまり、相手企業における基本的な情報セキュリティ体制がきちんと構築されているか、それに類似する手続等が導入されているかどうかの確認をすること
Virtual Private Networkを使用する計画がある場合には、当該ネットワークの機能を調査し、事務所外での業務について外部からの攻撃を受ける可能性の有無又は高低について検討すること
ソースコード等の重要な情報を保護するための対策を相手企業との間で協議すること（パスワード、アクセス・コードの徹底化）
相手企業が使用しているアウトソーシング・ベンダーの適正審査を契約相手に求めること（従業員の定着率、競合企業との取引の有無の確認等）
相手企業と相談し、相手の従業員の行動に責任を負うという規定を契約上入れることを説得する
テスト・データの中に、実際の顧客を追跡できるような本物の情報が含まれないように注意する
ソースコードのオリジナルは何時も手元に所有しておくこと→プログラムにバグが追加されたことを裏付けるために必要となるので注意

## 7. 秘密情報がソフトウェアの場合の法的保護はあるのか

インド企業とソフトウェアの開発委託又は共同研究・開発を目的として検討している企業に

とっては、その開発成果であるソフトウェアについての保護はどうなっているかが気になるところであるが、インドでも著作権法が存在し、当該ソフトウェアを保護するようになっている。

つまり、情報がコンピュータ・ソフトウェアの場合には、「インド著作権法」により保護される。1994年の改正により、衛星放送、コンピュータ・ソフトウェア、デジタル技術が保護の対象に加えられることになった。ただし、当該著作権法では、原作のコピーは罰則の対象となるが、原作からの制作は罰則の対象とはならないため、ソフトウェアの場合、その原作からの独自制作、または、リバース・エンジニアリングが発生しても、それに対する権利主張はできないことになるので、要注意である。

著作権法では、第55条で、著作権の侵害に対して、本法に別段の定めある場合を除き、差止命令、損害賠償、利益分配その他権利の侵害につき法が認める又は認め得る全ての救済を受けることができると規定しており、更に、第63条で、罰則（6ヶ月以上3年以下の禁固及び5万ルピー以上20万ルピー以下の罰金）を規定している。

更に、コンピュータ・プログラムの侵害コピーを故意に使用した場合には、7日以上3年以下の禁固及び5万ルピー以上20万ルピー以下の罰金が課される（第63B条）。

### 【実務ポイント5】

1) ソフトウェアの開発業務委託契約、共同開発契約等の成果として得られたソフトウェアについての法的保護は、従来は、契約上の保護でしかなかったが、1994年改正著作権法により、独自の法的保護が受けられるようになった。

しかしながら、現実には、著作権法違反を根拠に裁判所に訴訟を提起しても、最低限、違反者に対する差止命令を受けることから先に進めない傾向にあることを十分理解しておく必要がある。

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2) 従って、契約上、対象の開発成果（ソフトウェア）の取り扱い（成果の帰属及び権利留保）を明確に規定するとともに、その規定に違反した際の契約解除、法的措置を請求する権利の留保（差止、損害賠償、不当利得返還請求）は必ず規定しておくようにする

3) 更に、契約で規定しておいても、実際上の裁判所の対応については問題が多いため、予め、その対策は講じておくこと

民事訴訟での差止請求が認められた場合の対応の仕方→最低限、違反者が対象のソフトウェアを使用できないことによるメリットの検討（対象ソフトウェアをインド以外の国（日本を含む）で使用可能なら、インドでのデメリットは最小限に抑えることができるのか否か）

上記差止命令が出された時点で、訴訟費用及び裁判最終期間（8年～10年を要することは通常となっている）等を考慮した結果、インドでの訴訟を終結させる（損害賠償、不当利得返還請求を取り下げる）

裁判所では、最終的には、権利者と違反者間の和解を勧告するケースが多いため、損害賠償又は不当利得返還額について協議するための算定方法等を検討しておく

## 8. 事例から学ぶこと—自社でのセキュリティ対策の構築

### 8.1 事例紹介

インドで多発している事例として、オフショア・アウトソーシングとしてソフト開発をインドの企業に委託した際の知的財産関連情報の漏洩問題や、模倣品問題について紹介する。

#### (1) 事例1

日本企業Aがインド企業Bに製品の設計業務

をアウトソーシングしていた。Bは、請け負ったプロジェクトを完成させると、そのコードを使用してインド市場向けのバージョンを勝手に開発した。

Aは、対象製品については、インド市場を視野に入れていなかったため、あえて、Bに対する訴訟を提起しなかった。

#### (2) 事例2

日本企業Xは、インドにソフトの開発を専門とする関係会社を設立していた。当該関係会社の従業員7名が競合他社に移る際、Xの知的財産の一部（ソフト開発に関連する重要情報）を持ち出した。

ただちに、Xは、当該情報持ち出しに対する訴訟を提起したが、2年経過した現時点でも訴訟は継続中である。

## 8.2 問題点の整理

(1) インドでは秘密漏洩に対する不正競争防止法のような法律は存在しないため、民事訴訟を提起せざるを得ない。民事訴訟手続きは、訴訟の申立書の提出による訴訟の開始→裁判所による被告の召喚→被告による陳述書の提出→当事者の出頭→事実関係確認→証人召喚→証人喚問及び審理→弁論→判決（→控訴）→判決の執行となっているが、裁判は一般的に長期化している（5～10年経過する案件は多数ある）。従って、まず、暫定的差止命令（重要な秘密情報の不正使用の禁止、秘密情報が外部に漏れることを阻止等）の判決を下してもらうことが重要となる。

(2) インドで重要な情報を保護するためには、まず、日本企業側がそれなりの対策をたてておく必要がある。

情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の重要性が世界的に検討され、2005年「国際標準ISO/ICE27000シリーズ」として発行されている。国際的ビジネスを展開する際には、この

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

国際標準に基づく情報セキュリティ・マネジメント・システムを実装すると、全世界で均質なマネジメントが行いやすくなる。

ただし、情報セキュリティに関わり深い知的財産保護や商取引、または、雇用慣習については、各国の事情が異なるため、それぞれの国の状況を十分に理解して必要な対策をとることが重要である。

### 8.3 情報セキュリティ・マネジメント・システム

参考のために、情報セキュリティ・マネジメント・システム (ISMS) に基づく管理対策について説明する。

**基本コンセプト：**組織の情報資産について、機密性、完全性、可用性をバランスよく維持し改善すること

**基本方針：**組織としての姿勢と積極的な支援を社内外に明確に示す

#### PDCAサイクル：

- ① Plan：情報セキュリティ対策の具体的計画・目標を策定する（内部組織、外部組織のアクセス管理、資産の管理）
- ② Do：計画に基づいて対策の導入・運用を図る（通信及び運用の管理、セキュリティ領域の保全）
- ③ Check：実施した結果の監視・見直しを行う（漏洩、不正使用による影響度、脅威発生の可能性、リスクの評価等）
- ④ Action：経営陣による改善・処置を行う（許容可能リスクかどうか、リスクの回避、転嫁等の対策）

#### 情報資産としては

- ・直接的情報資産：データベース、データファイル、手順書、監視証跡など
- ・ソフト資産：業務用ソフトウェア、シス

テムソフトウェア、開発用ツールなど

- ・物理的資産：コンピュータ装置、通信装置、記録媒体など
- ・サービス資産：ユーティリティ（空調、電源、照明）など
- ・人的資産：資格、技能、経験など
- ・無形資産：組織の評判、イメージ

### 9. おわりに

インドにおける知財契約上の注意点（特に現地法制との関連）は今回紹介した事項以外にも多々ある。例えば、インドでも模倣品の被害は増加しており、日本企業にとっても頭の痛い問題となっている。その状況を知るための資料として、「インドにおける知的財産保護制度及びその運用状況に関する研究報告書：平成19年3月社団法人日本国際知的財産保護協会（AIPPI JAPAN）」を参照されることをお勧めする。

今回の記載事項が皆様の検討事項の参考になれば幸いである。

#### 注 記

- 1) 国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development）
- 2) 米国のフォーチュン誌が年1回編集・発行するリストであり、全米上位500社がその総収入に基づきランキングされている。
- 3) 第39条（開示されていない情報の保護）

#### 第2項 保護されるための情報の条件

自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が以下のa)～c)に該当する場合には公正な商慣習に反する方法により自己の承諾しない他の者が当該情報を開示し、取得し、又は使用することを防止することができるものとする。

a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組み立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

b) 秘密であることにより産業的価値があること  
c) 当該情報を合理的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられること

- 4) 多義的概念である。一般的な用法としては、英国法において発生した法概念であり、中世以来イングランドで国王の裁判所が伝統や慣習、先例に基づき裁判をしてきたことによって発達した法分野をさす。広義では、大陸法系の対概念として英米法系を指すものとして用いられる。英国では成分化された憲法というものはなく、コモンローと制定法、慣例から構成されている。
- 5) Thomas Marshal (Exports) Ltd. V. Guinel, (1978) 3 All ER 193, pp.209-210 ; Zee Telefilms Ltd. and Film and Shot and Anr. V. Sundial Communications Pvt. Ltd. and Ors. (ムンバイ高等裁判所, 2003年3月27日, 第19パラグラフ)
- 6) ロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA) は世界的な仲裁機関の一つで、LCIA仲裁規則による仲裁を事務運営している。2010年、インドに関連する仲裁 (仲裁地がインドのみならず、他の国も含む) についての特別な規則を制定した (4月17日発効)。

当該規則の特徴は、インド仲裁法及びそれに関連する判例 (Venture Global Engineering V. Satyam Computer Service (2008 4 SCC 190) により、外国地での仲裁であっても、インドの裁判所で「取り消し」の裁判ができるとした) によるインド独自の実務を回避できる可能性を示した条項<sup>註\*</sup>が追加された。

注\* 第32条6項 (英文表示のまま)

「32.6

Where the place of arbitrations is not in India, Part 1 of the Indian Arbitration and Conciliation Act, 1996 (No 26 of 1996) is excluded, except Sections 2(6), 2(8), 3(2), 4, 5, 7(4), 9, 16, 17, 19 (1), 25, 27, 30(4), 31(7), 35 and 36.]

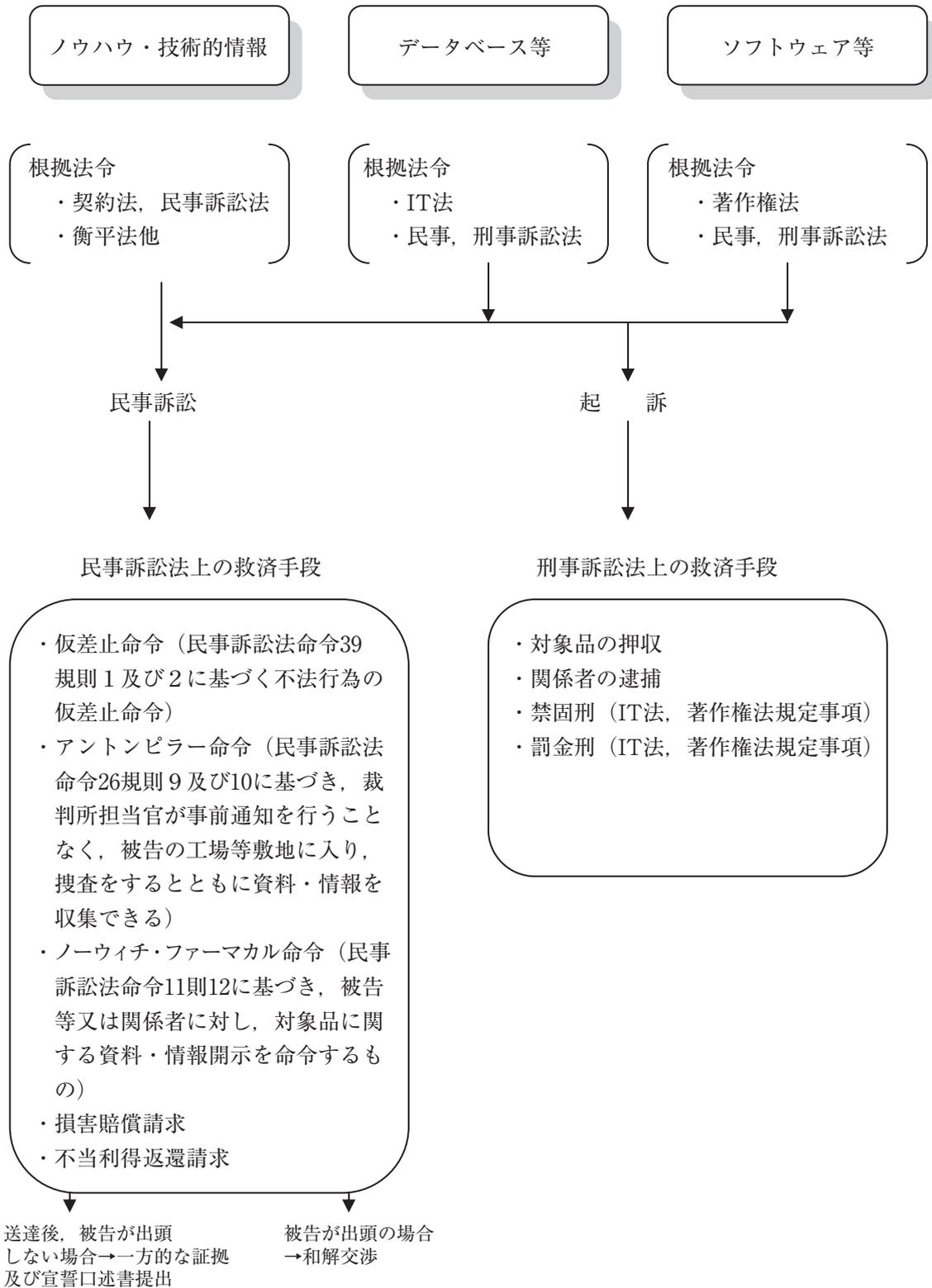
- 7) Venture Global Engineering V. Satyam Computer Service (2008. 4. SCC.190)
- 8) エンジェルインベスターとは、「富裕な個人投資家」のことを指し、米国から発祥したもの。因みに、米国証券取引法では以下のように定義づけている。
- (1) 本人分のみ、又は配偶者のそれと合わせた純資産が100万ドルを超える自然人 (法人ではない)
- (2) 最近2年の内どちらかが1年に本人収入が20万ドルを越した、又は配偶者との共同収入が1年に30万ドルを越した自然人で、本年も同じ収入レベルに達するという確たる理由のある者

### 引用文献、参考文献

- ・模倣対策マニュアル インド編 (2005年3月及び2008年3月JETRO)
- ・インド特許法2005年4月4日改正 (特許庁 HP : 2011. 5. 27)
- ・外国著作権法令集-インド編 (CRIC HP : 2011. 5. 27)
- ・H21年度経済的新興国 (BRICs) における情報セキュリティ政策の実施状況に関する調査報告書 (H22年3月 : 財未来工学研究所)
- ・「アジア四カ国の知財契約」 (新出篤弘, 林田淳也共著 : 発明協会2010年5月21日発行)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

インドにおける民事訴訟の流れ（情報漏洩，不正使用，侵害に対して）



(原稿受領日 2011年5月16日)